

奄美市デジタルプレミアム商品券発行事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書

1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、奄美市デジタルプレミアム商品券発行事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「9 選定方法」に記載する令和6年度奄美市デジタルプレミアム商品券発行事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定める。

2 審査方法

(1) 選定委員会は、提出された企画提案書やプレゼンテーション等を踏まえ、総合的に評価を行うものとする。

ア 委員ごとに、各提案者の評点を集計し、総合計が大きい提案者順に1位から順位を付し、1位20点、2位16点、3位12点、以下同様に順位点をつける。

イ 各委員の順位点を提案者ごとに集計し、最も点数が大きい者を最上位者として選定する。順位点が同点となる者がある場合は、1位の順位を多く得た者を最上位者とする。

1位の順位を得た数が同じである場合は、2位の順位を多く得た者を最上位者とする。

順位点が同点であり、かつ、より上位の順位獲得数も同数の場合は、総得点の合計が高い者を上位者とする。

ウ 上記により難い状況が生じた場合は、委員の合議による。

エ 参加者が1者の場合、各選定委員の合計点の平均が60点未満の事業者は失格とする。

オ 選定委員会での選定は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

(2) プレゼンテーション審査は、1参加者当たり、プレゼンテーション及びデモンストレーションを30分程度、質疑応答を20分程度の合計50分以内とする。なお、プレゼンテーションは、「3 評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

〈企画提案書の評価基準〉

評価	配点 20	配点 15	配点 10	配点 5
想定より非常に優れているもの	17～20	13～15	9～10	5
想定より優れているもの	13～16	10～12	7～8	4
普通であり、想定される範囲のもの	7～12	6～9	4～6	3
やや劣っているが許容できるもの	2～6	2～5	2～3	2
劣っているもの	1	1	1	1

3 評価基準：企画提案書に基づく評価（満点：100点）

番号	評価項目	小項目	評価基準	配点	
1	業務遂行能力		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体に対し、本業務と同種・同様の業務を行った実績を有しているか。 ・業務を遂行するうえで、責任者や従事者の配置等十分な組織体制になっているか。 ・本業務に関する専門知識や経験を有し、業務の的確な遂行が可能であるか。 	10	
2	経費の見積り	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案に対して適正な見積金額が提示されているか。 	5	
3	システム	利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者が購入・利用しやすい内容となっているか。等 	10	
4		加盟店舗の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟店舗が利用しやすい内容となっているか。等 	10	
5		管理者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの管理者である実行委員会が利用しやすい内容となっているか。等 	10	
6		機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン決済やWEB通知等、デジタル化の推進に資する内容となっているか。 ・事業の効果検証の基礎となるデータが収集できるか。 ・将来的な発展性や拡張性を持つシステムとなっているか。 	20	
7		サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせへの対応、緊急時対応、オンラインサポート等は充実しているか。 ・加盟店等への説明会等は、適切なものとなっているか。 	15	
8		セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに配慮した効果的な対策がとられているか。 	15	
9		その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追加提案がなされているか。等 	5